

トークネット光サービス契約約款

令和8年1月1日

株式会社トークネット

| 目 次 | |
|-----------------------------------|---|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1条 約款の適用 | 1 |
| 第2条 約款の変更 | 1 |
| 第3条 用語の定義 | 1 |
| 第2章 トーケネット光サービスの種類 | 3 |
| 第4条 トーケネット光サービスの種類 | 3 |
| 第5条 トーケネット光サービスの品目 | 3 |
| 第3章 トーケネット光サービスの提供区域等 | 3 |
| 第6条 トーケネット光サービスの提供区域等 | 3 |
| 第4章 契 約 | 3 |
| 第7条 契約の単位 | 3 |
| 第8条 契約者回線の終端 | 3 |
| 第9条 トーケネット光サービス取扱局 | 3 |
| 第10条 トーケネット光サービス契約申込の方法 | 3 |
| 第11条 トーケネット光サービス契約申込の承諾 | 3 |
| 第12条 最低利用期間 | 4 |
| 第13条 品目等の変更 | 4 |
| 第14条 固定電話番号 | 4 |
| 第15条 請求による固定電話番号又はIP電話番号の変更 | 4 |
| 第16条 譲渡の禁止 | 4 |
| 第17条 契約者回線の移転 | 4 |
| 第18条 契約者回線の一時中断 | 4 |
| 第19条 契約者が行うトーケネット光サービス契約の解除 | 5 |
| 第20条 破産等によるトーケネット光サービス契約の解除 | 5 |
| 第21条 当社が行うトーケネット光サービス契約の解除 | 5 |
| 第22条 その他の提供条件 | 5 |
| 第5章 付加機能 | 5 |
| 第23条 付加機能の提供 | 5 |
| 第24条 付加機能の廃止 | 5 |
| 第6章 利用中止及び利用停止 | 6 |
| 第25条 利用中止 | 6 |
| 第26条 利用停止 | 6 |
| 第27条 接続休止 | 6 |
| 第7章 通 信 | 7 |
| 第1節 通信の種類等 | 7 |
| 第28条 通信の種類 | 7 |
| 第29条 相互接続通信 | 7 |
| 第2節 通信利用の制限 | 7 |
| 第30条 通信利用等の制限 | 7 |
| 第31条 通信時間等の制限 | 7 |
| 第32条 契約者回線による制約 | 8 |
| 第3節 通信の品質 | 8 |
| 第33条 通信の品質 | 8 |
| 第4節 通信時間の測定等 | 8 |
| 第34条 通信時間の測定等 | 8 |
| 第5節 発信電気通信番号等通知 | 8 |
| 第35条 発信電気通信番号等通知 | 8 |
| 第8章 料金等 | 8 |
| 第1節 料金及び工事に関する費用 | 8 |
| 第36条 料金及び工事に関する費用 | 8 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第2節 料金等の支払義務 | 9 |
| 第37条 基本料金の支払義務 | 9 |
| 第38条 通信料金の支払義務 | 9 |
| 第39条 手続きに関する料金の支払義務 | 10 |
| 第40条 工事費の支払義務 | 10 |
| 第3節 料金の計算等 | 10 |
| 第41条 料金の計算等 | 10 |
| 第4節 割増金及び延滞利息 | 10 |
| 第42条 割増金 | 10 |
| 第43条 延滞利息 | 10 |
| 第5節 相互接続通信の料金の取扱い等 | 10 |
| 第44条 相互接続通信の料金の取扱い等 | 10 |
| 第9章 保 守 | 11 |
| 第45条 契約者の維持責任 | 11 |
| 第46条 契約者の切分責任 | 11 |
| 第47条 修理又は復旧の順位 | 11 |
| 第10章 損害賠償 | 12 |
| 第48条 責任の制限 | 12 |
| 第49条 免責 | 12 |
| 第11章 雜 則 | 12 |
| 第50条 承諾の限界 | 12 |
| 第51条 利用に係る契約者の義務 | 12 |
| 第51条の2 情報等の削除等 | 13 |
| 第51条の3 児童ポルノ画像等のブロッキング | 13 |
| 第51条の4 注意喚起 | 13 |
| 第52条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等 | 14 |
| 第53条 番号ポータビリティ | 14 |
| 第54条 電話帳への掲載 | 14 |
| 第55条 電話番号案内 | 14 |
| 第56条 番号情報の提供 | 14 |
| 第57条 契約者の氏名等の通知 | 15 |
| 第58条 協定事業者からの通知 | 15 |
| 第59条 協定事業者が提供する電報サービス又は統一番号サービスの利用等 | 15 |
| 第60条 契約者に係る情報の利用 | 15 |
| 第61条 法令に規定する事項 | 15 |
| 第62条 本邦外における取扱制限 | 15 |
| 第63条 閲覧 | 15 |
| 第12章 附帯サービス | 15 |
| 第64条 附帯サービス | 15 |
| 別記 | 16 |
| 料金表 | 23 |
| 通則 | 24 |
| 第1表 料 金 | 26 |
| 第1 基本料金 | 26 |
| 第2 通信料金 | 31 |
| 第3 手続きに関する料金 | 36 |
| 第2表 工事に関する費用 | 37 |
| 第1 工事費 | 37 |
| 第3表 附帯サービスに関する料金 | 39 |
| 第1 重複掲載料 | 39 |
| 第2 通話明細発行料 | 39 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第3 申請手数料 | 3 9 |
| 第4 ドメイン名維持管理料 | 3 9 |
| 第5 トーケネット光アダプタに係る料金 | 3 9 |
| 別表 | 4 1 |
| 附則 | 4 2 |

第1章 総 費用

(約款の適用)

第1条 当社はこのトーケネット光サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりトーケネット光サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 トーケネット光網 | 音声通信及びデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 4 トーケネット光サービス | トーケネット光網を使用して行う電気通信サービス |
| 5 トーケネット光サービス取扱局 | 電気通信設備を設置し、それによりトーケネット光サービスを提供する当社の事業所 |
| 6 トーケネット光サービス取扱所 | トーケネット光サービスの契約事務を行う当社の事務所 |
| 7 取扱所交換設備 | 電気通信回線を収容するためにトーケネット光サービス取扱局に設置される交換設備 |
| 8 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 9 相互接続通信 | 相互接続点を経由する通信 |
| 10 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 11 トーケネット光サービス契約 | 当社からトーケネット光サービスの提供を受けるための契約 |
| 12 契約者 | 当社とトーケネット光サービス契約を締結している者 |
| 13 契約者回線 | トーケネット光サービス契約に基づいて設置された取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 |
| 14 契約者回線等 | (1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (3) その他当社が必要により設置する電気通信設備 |
| 15 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物であるもの |
| 16 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |

| | |
|-------------|---|
| 17 自営電気通信設備 | 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 18 固定電話番号 | 電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第1号に定める固定端末系伝送路設備を識別するために当社又は当社以外の電気通信事業者が付与する電気通信番号 |
| 19 I P電話番号 | 番号規則別表第6号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号 |
| 20 技術基準等 | 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の技術的条件 |
| 21 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 トーケネット光サービスの種類

(トーケネット光サービスの種類)

第4条 当社が提供するトーケネット光サービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|-------------|---------------------------|
| トーケネット光サービス | 契約者回線を設置して提供するトーケネット光サービス |

(トーケネット光サービスの品目等)

第5条 当社が提供するトーケネット光サービスには、料金表に規定する品目及び保守の態様に係る細目(以下、「細目」といいます。)があります。

第3章 トーケネット光サービスの提供区域等

(トーケネット光サービスの提供区域等)

第6条 当社のトーケネット光サービスは、当社が別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1のトーケネット光サービス契約の申込みにつき、1のトーケネット光サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1のトーケネット光サービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に端末設備を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(トーケネット光サービス取扱局)

第9条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるトーケネット光サービス取扱局の取扱局交換設備に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときには、トーケネット光サービス取扱局を変更するときがあります。

(トーケネット光サービス契約申込の方法)

第10条 トーケネット光サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うトーケネット光サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) トーケネット光サービスの品目及び細目等
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他トーケネット光サービスの内容を特定するために必要な事項

(トーケネット光サービス契約申込の承諾)

第11条 当社は、トーケネット光サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのトーケネット光サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) トーケネット光サービス契約の申込みをした者がトーケネット光サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) トーケネット光サービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 トーケネット光サービスについては、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。
ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(品目等の変更)

第13条 契約者は、トーケネット光サービスの品目又は細目等の変更を請求することができます。
2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（トーケネット光サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(固定電話番号)

第14条 当社は、契約者に、1のトーケネット光サービス契約（料金表第1表第1（基本料金）に定める光電話のもの又は光電話+インターネットのものに限ります。）について1の固定電話番号を当社が別に定めるところにより付与します。
2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、固定電話番号を変更するときがあります。
3 前項の規定により固定電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第47条（修理又は復旧の順位）の注書きの規定による場合は、固定電話番号を変更することがあります。

(請求による固定電話番号又はIP電話番号の変更)

第15条 契約者は、迷惑電話（いたずら、嫌がらせその他これに類する通話であって、現にその通話の受信者が迷惑であると認めているものをいいます。）又は間違い通話（現に使用している固定電話番号又はIP電話番号（以下、「電話番号」といいます。）に対して、反復継続して誤って接続される通話を言います。）を防止するために、電話番号を変更しようとするときは、トーケネット光サービス取扱所に対し、当社所定の方法によりその変更の請求をしていただきます。
2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（トーケネット光サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第16条 契約者がトーケネット光サービス契約に基づいてトーケネット光サービスの提供を受ける権利は、譲渡できません。

(契約者回線の移転)

第17条 契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。
2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（トーケネット光サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の一時中断)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者が行うトークネット光サービス契約の解除)

第19条 契約者は、トークネット光サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法によりトークネット光サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(破産等によるトークネット光サービス契約の解除)

第20条 当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのトークネット光サービス契約を解除します。

(当社が行うトークネット光サービス契約の解除)

第21条 当社は、第26条(利用停止)の規定によりトークネット光サービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのトークネット光サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第26条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、トークネット光サービスの利用停止をしないでそのトークネット光サービス契約を解除することができます。
- 3 当社は、前項の規定の他に技術上その他の理由でトークネット光サービスを提供することが著しく困難になった場合は、そのトークネット光サービス契約を解除することができます。
- 4 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線の一時中断の請求があったときを除き、その契約者回線に係るトークネット光サービス契約を解除することができます。
- 5 当社は、前4項の規定により、そのトークネット光サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第22条 トークネット光サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第23条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第24条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、トークネット光サービス契約の解除または付加機能利用の廃止の申し出があったとき。
- (2) 料金表第1表第1(基本料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、トーカネット光サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第30条(通信利用等の制限)の規定により、利用を中止するとき。
 - (3) 特定の契約回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。)を発生させることにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりトーカネット光サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのトーカネット光サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなつたトーカネット光サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのトーカネット光サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 第51条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、トーカネット光サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりトーカネット光サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第2号により、トーカネット光サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第27条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者がトーカネット光サービスを全く利用することができなくなつたときは、トーカネット光サービスの接続休止(トーカネット光サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、トーカネット光サービス契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

第7章 通言

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第28条 通信の種類は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(相互接続通信)

第29条 相互接続通信は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第2節 通信利用の制限

(通信利用等の制限)

第30条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

| 機 関 名 |
|----------------------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） |
| 防衛機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信の確保に直接関係がある機関 |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関 |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関 |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| 国又は地方公共団体の機関 |

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。
- 3 音声通信は、通信の相手先が別記5に定める通信の場合は、利用することができません。
- 4 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社が別に定める電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、通信の利用を制限することがあります。
- 5 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することができます。

(通信時間等の制限)

第31条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定

の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(契約者回線による制約)

第32条 契約者は、当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、トーケネット光サービスを利用することはできません。

第3節 通信の品質

(通信の品質)

第33条 通信の品質については、トーケネット光サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第4節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第34条 通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

第5節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第35条 契約者回線から契約者回線等への通信については、その契約者回線に係る固定電話番号又はIP電話番号（以下この条において「電話番号」といいます。）を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りでありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) その他当社が別に定める場合

2 前項の規定にかかわらず、番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その発信電話番号など（電話番号、契約者の氏名又は名称及び終端の場所をいいます。）を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、人の生命、身体、自由または財産に対する危険が切迫していると認められ、かつ緊急通報受理機関から要請があつた場合を除き、通知を行いません。

3 当社は、本条項第1項又は第2項の規定により、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた電話番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第36条 当社が提供するトーケネット光サービスの料金及び工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第37条 契約者は、その契約に基づいて当社がトーカネット光サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりトーカネット光サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、トーカネット光サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|---|--|
| 1 契約者の責めによらない理由により、そのトーカネット光サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのトーカネット光サービスについての料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりそのトーカネット光サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのトーカネット光サービスについての料金 |
| 3 移転に伴って、トーカネット光サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりトーカネット光サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は固定電話番号を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのトーカネット光サービスについての料金 |
| 4 トーカネット光サービスの接続休止をしたとき。 | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのトーカネット光サービスについての料金 |

3 本条第2項第2号の表の適用にあたり、料金表第1表第1（基本料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リーサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

(通信料金の支払義務)

第38条 契約者は、当社が測定した通信時間と料金表の規定に基づいて算定した通信料金（番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信を除く）を支払っていただきます。

2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第5節（相互接続通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。

3 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合

は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 契約者は、トクネット光サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払義務)

第40条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これをお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第41条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第42条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第43条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第5節 相互接続通信の料金の取扱い等

(相互接続通信の料金の取扱い等)

第44条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその通話にかかる債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

第9章 保 守

(契約者の維持責任)

第45条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第46条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、トーカネット光サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第47条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第30条（通信利用等の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順 位 | 修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 备 |
|-----|---|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその固定電話番号又はIP電話番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第48条 当社は、トーケネット光サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかつたときは、そのトーケネット光サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款及び料金表の定めにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、トーケネット光サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのトーケネット光サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定するユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除く料金

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（トーケネット光サービスを全く利用できない状態が連續した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月における1日平均の通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

- 3 当社の故意又は重大な過失によりトーケネット光サービスの提供をしなかつたときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、トーケネット光サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第49条 当社は、トーケネット光サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第11章 雜項 貝引

(承諾の限界)

第50条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した契約者にお知らせします。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要がある場合を除き、トーケネット光サービス契約に

- に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、トーカネット光サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) トーカネット光サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (6) 当社又は他人の権利を侵害する、法令に反する若しくは公序良俗に反する態様、又はその恐れがある態様（その態様が、いずれかの態様に結びつく場合、又は結びつくおそれがある場合を含みます。）でトーカネット光サービスを利用しないこと。
- なお、別記12に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本条の義務違反があるものとみなします。
- 2 契約者は、トーカネット光サービスを他人に利用させる場合（以後、この項において、この他人のことを「利用者」といいます。）、契約者同様にこの契約約款の規定を遵守させるものとし、当社は、利用者の行為をその契約者の行為とみなします。
- 3 契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（情報等の削除等）

第51条の2 当社は、契約者の利用について第51条（利用に係る契約者の義務）第1項第6号に違反した場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム又は請求等（以下、「クレーム等」といいます。）が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由でトーカネット光サービスの運営上不適切と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第51条（利用に係る契約者の義務）第1項第6号に違反する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

（児童ポルノ画像等のブロッキング）

第51条の3 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像（以下、この条において「画像等」といいます。）について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像等を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像等の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 3 当社は、前2項の措置について児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、通信の秘密を不当に侵害しないこと及び違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

（注意喚起）

第51条の4 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に

関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、契約者に注意喚起を行うことがあります。

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第52条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(番号ポータビリティ)

第53条 契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、その協定事業者から契約者に付与された電話番号（一般加入電話に限ります。）を変更することなく、当社のトクネット光サービスの提供を受けることができるようになります。

ただし、次の場合にはこの限りではありません。

- (1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
- (2) 契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となるとき
- (3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

(電話帳への掲載)

第54条 当社は契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、固定電話番号を電話帳（NTT東日本株式会社が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(注) 別に定めるところは、別記13から15に定めるところによります。

(電話番号案内)

第55条 当社は、契約者から請求があったときは、固定電話番号を当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行ないます。

(注) 当社が別に定める協定事業者はNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社です。

(番号情報の提供)

第56条 当社は、当社の番号情報（電話帳記載又は電話番号案内に必要な情報（第54条（電話帳への掲載）及び第55条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を行なうこととなった固定電話番号に係る情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は電話番号案内を行なうことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注1) 当社が別に定める者は、NTT西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業法における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行ないます。

(注4) 電話番号案内ののみを行なうものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

(契約者の氏名等の通知)

第 57 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と相互接続に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所等をその協定事業者に通知することができます。

(協定事業者からの通知)

第 58 条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者が提供する電報サービス又は統一番号サービスの利用等)

第 59 条 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に基づく電報サービス又は統一番号サービス（以下この条において「電報サービス等」といいます。）を利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により電報サービス等を利用した場合（電報サービス等の利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件として利用した場合を除きます。）に生じた電報サービス等に係る債権を当社がその協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 当社は、第 2 項の規定により協定事業者から譲り受けた債権（協定事業者の契約約款に基づき算定された額）を当社が提供するトーケネット光サービスの料金とみなして取り扱います。

(注) 本条において当社が別に定める協定事業者とは、NTT 東日本株式会社、NTT ドコモビジネス株式会社とします。

(契約者に係る情報の利用)

第 60 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、固定電話番号若しくは IP 電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(法令に規定する事項)

第 61 条 トーケネット光サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記 6 から 10 に定めるところによります。

(本邦外における取扱制限)

第 62 条 トーケネット光サービスの取扱いについては、本邦外の法令、本邦外の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

(閲覧)

第 63 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 12 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 64 条 トーケネット光サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 13 から 15 及び 17 から 19 に定めるところによります。

別 記

別 記

1 トーケネット光サービスの提供区域等

- (1) トーケネット光サービスは、次に掲げる県の区域において提供します。

| 県 の 区 域 |
|---------------------------------|
| 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県 の一部 |

- (2) 当社のトーケネット光サービスに係る通信は、契約者回線相互間、契約者回線と相互接続点との間及び相互接続点相互間において提供します。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、トーケネット光サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにトーケネット光サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がトーケネット光サービス契約等に基づいて設置する端末設備等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 通信が利用できない通信の相手先

- (1) 事業者識別番号（番号規則別表第10号に規定するものとします。）に係る電気通信番号を利用した通信
- (2) その他当社が定める通信

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの

検査を行います。

- ア 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第 71 条の規定により、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9の2 電気通信番号計画の遵守

- (1) 契約者は、当社のトーケネット光サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。
- ア 当社のトーケネット光サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。
- イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
- (2) 契約者は、(1)のアの申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。
- (3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 新聞社等の基準

| 区分 | 基 準 |
|---------|---|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

12 トーケネット光サービスにおける禁止行為

契約者は、トーケネット光サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、児童売買春若しくは預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為又はそれら犯罪に結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声、若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがあるものとして告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認又は使用期限切れの医薬品の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布の目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体及びその器官並びに加工品の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（いわゆる「ネズミ講」）を開設若しくは運営し、無限連鎖講に加入することを勧誘、

又はこれらの行為を助長する行為

- (10) 当社の電気通信設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為、又はそれらを試みる行為
- (11) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、及び第三者になりすましてトーカネット光サービスを利用し、当社の電気通信設備に際限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) ウィルス又はマルウェア等、有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又はそのおそれのある行為
- (15) 違法な賭博やギャンブルを行わせる行為、又は違法な賭博やギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲又は爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負、仲介又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物の殺傷若しくは虐待する画像等の情報、又はその他の社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る等その情報の所在を指示する行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定又は多数の者により掲載等をさせることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく損害すると当社が判断した行為

13 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、固定電話番号1番号ごとに当社が別に定めるところにより、電話帳に普通掲載として次の事項を記載します。
 - ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
 - ウ 契約者回線の終端のある場所（契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求があった場所）
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行なわないことがあります。

14 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記13（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
 - ア 契約者回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記13（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られない場合。
- (2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

15 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記13(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
 - ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものと除きます。)又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行なわないことがあります。
- (4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

16 (削除)

17 通話明細の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、通話明細を発行します。
- (2) 契約者は、通話明細の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します

18 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)又は株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)にその契約等に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下、同じとします。)の割当て若しくは返却、その契約等に係るドメイン名(JPRSによって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下、同じとします。)の割当、変更、移転若しくは廃止、又はその契約等に係るJPNIC等データベース(IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。)の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する申請手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が接続承認を行ったドメイン名を利用している場合は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定するドメイン名維持管理料を支払っていただきます。
- (4) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、その契約等を解除するときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者(JPRSに対しドメイン名に係る各種申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下、同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (1)から(5)に規定するほか、IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

19 端末設備の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備(料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に定めるトークネット光アダプタをいいます。以下同じとします。)を提供します。
- (2) 契約者は、前項の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に定める端末設備に係る料金を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - ア 当社が提供するトークネット光アダプタを分解又は損壊しないこと。
 - イ 当社が提供するトークネット光アダプタを改造又は改変し、通信の伝送交換に妨害を与える行

為を行わないこと。

ウ トーケネット光アダプタを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

20 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのトーカネット光サービス契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします（ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料の一部を除きます）。（1）暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。（2）暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。（3）暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。（4）暦月の初日以外の日にトーカネット光サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。（5）約款第37条（基本料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するトーカネット光サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることができます。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 約款第37条（基本料金の支払義務）から第40条（工事費の支払義務）までの規定、第44条（相互接続通信の料金の取扱い等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料 金

第1 基本料金

1 トーケネット光サービスに係るもの

1 適 用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-----|-----|---------|--|---------|-------------------------|-------------|--|-----|-----|------|---|------|-----------|
| (1) 品目及び細目に係る料金の適用 | <p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び保守の態様に係る細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td><td>最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって、専らデータ通信の用に供するトーケネット光サービス</td></tr> <tr> <td>光電話</td><td>専ら音声通信の用に供するトーケネット光サービス</td></tr> <tr> <td>光電話+インターネット</td><td>最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって、データ通信及び音声通信の用に供するトーケネット光サービス</td></tr> </tbody> </table> <p>・保守の態様に係る細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td><td>午前9時から午後6時までの時間帯以外の時刻に、そのトーケネット光サービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後6時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）において、その修理又は復旧を行うもの。</td></tr> <tr> <td>タイプ2</td><td>タイプ1以外のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 契約者は、そのトーケネット光サービス契約について、同一月において複数回の保守の態様に係る細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更又はコースの変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</p> <p>イ 当社は、契約者（インターネットのトーケネット光サービスに係る者を除きます。）に対し、1の契約者回線ごとに1の音声チャネル（契約者回線と他の契約者回線又は協定事業者の電気通信設備との間で同時に音声通信を行うための通信路をいいます。以下同じとします。）を付与します。</p> <p>ウ インターネットに係るデータ通信は、その品質を保証するものではありません。</p> | 品 目 | 内 容 | インターネット | 最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって、専らデータ通信の用に供するトーケネット光サービス | 光電話 | 専ら音声通信の用に供するトーケネット光サービス | 光電話+インターネット | 最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって、データ通信及び音声通信の用に供するトーケネット光サービス | 区 別 | 内 容 | タイプ1 | 午前9時から午後6時までの時間帯以外の時刻に、そのトーケネット光サービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後6時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）において、その修理又は復旧を行うもの。 | タイプ2 | タイプ1以外のもの |
| 品 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
| インターネット | 最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって、専らデータ通信の用に供するトーケネット光サービス | | | | | | | | | | | | | | |
| 光電話 | 専ら音声通信の用に供するトーケネット光サービス | | | | | | | | | | | | | | |
| 光電話+インターネット | 最大1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって、データ通信及び音声通信の用に供するトーケネット光サービス | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 別 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプ1 | 午前9時から午後6時までの時間帯以外の時刻に、そのトーケネット光サービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後6時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）において、その修理又は復旧を行うもの。 | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプ2 | タイプ1以外のもの | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) コースに係る料金の適用 | <p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりコースを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準コース</td><td>継続利用する期間を設けないもの</td></tr> <tr> <td>2年更新コース</td><td>継続利用する期間が2年のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は継続利用する期間（以下「継続契約期間」といいます。）が満了する場合は、継続契約期間が満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）から、継続契約期間を更新して適用します。</p> <p>ウ 継続契約期間には、トーケネット光サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、契約者からコース変更について申出があった場合には、その変更を当社が承諾した日から、変更後のコースに係る料金（最低利用期間に係る料金の適用を含みます。）を適用します。</p> <p>オ 契約者は、継続契約期間の満了前にトーケネット光サービスの廃止があつた場合（最低利用期間内の廃止は除く）は、次表に規定する料金額を当社が</p> | 区 別 | 内 容 | 標準コース | 継続利用する期間を設けないもの | 2年更新コース | 継続利用する期間が2年のもの | | | | | | | | |
| 区 別 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準コース | 継続利用する期間を設けないもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年更新コース | 継続利用する期間が2年のもの | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>定める期日までに支払って頂きます。ただし、更新日から 90 日間（以下「更新期間」といいます。）にトーケネット光サービスの廃止があった場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>料金額（税込額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年更新コース</td><td>10,000 円 (11,000 円)</td></tr> </tbody> </table> | 区別 | 料金額（税込額） | 2年更新コース | 10,000 円 (11,000 円) | | |
|-----------------------------|---|----|----------|---------|---------------------|---------|----|
| 区別 | 料金額（税込額） | | | | | | |
| 2年更新コース | 10,000 円 (11,000 円) | | | | | | |
| (3) 最低利用期間に係る料金の適用 | <p>ア トーケネット光サービスには、次表の最低利用期間があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>最低利用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準コース</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>2年更新コース</td><td>2年</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者は、アの最低利用期間内に契約の解除があった場合は、約款第 37 条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定に係らず、残余の期間に対応する料金（付加機能使用料を除きます。）に相当する額を、一括して支払って頂きます。</p> <p>ウ 最低利用期間内にコースの変更を行うことはできません。</p> <p>エ 当社は、最低利用期間経過後に契約者からコース変更の申出があった場合には、その変更を当社が承諾した日から、変更後のコースに係る最低利用期間を新たに設定します。</p> | 区別 | 最低利用期間 | 標準コース | 1年 | 2年更新コース | 2年 |
| 区別 | 最低利用期間 | | | | | | |
| 標準コース | 1年 | | | | | | |
| 2年更新コース | 2年 | | | | | | |
| (4) 付加機能を提供了した場合の付加機能使用料の適用 | <p>付加機能を提供了した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。</p> <p>ただし、第 37 条（基本料金の支払義務）及び料金表通則 2 の規定にかかわらず、付加機能（IP アドレス追加及び DNS ホスティングを除きます。）については付加機能料の日割は行いません。その取扱いについては、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。 (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。 (c) その契約の解除があったとき その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。 | | | | | | |
| (5) ユニバーサルサービス料の適用 | <p>ア 当社は、トーケネット光サービスに係る電話番号（付加機能で定める追加番号を含む。以下この表において同じとします。）について、1 の電話番号ごとに 2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社が契約者に付与している電話番号に限り適用します。</p> <p>ウ 当社はユニバーサルサービス料について、料金表通則 2 に規定する日割を行いません。</p> | | | | | | |
| (6) 電話リレーサービス料の適用 | <p>ア 当社は、トーケネット光サービスに係る電話番号（付加機能で定める追加番号を含む。以下この表において同じとします。）について、1 の電話番号ごとに 2（料金額）に規定する電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ 電話リレーサービス料は、暦月の末日において当社が契約者に付与している電話番号に限り適用します。</p> <p>ウ 当社は電話リレーサービス料について、料金表通則 2 に規定する日割を行いません。</p> | | | | | | |

| | |
|--|------|
| | ません。 |
|--|------|

2 料金額

(1) 基本料

| 品 目 | | 1 契約者回線ごとに月額 | |
|-------------|--|--------------|-------------------|
| | | コース | 料 金 額 (税込額) |
| インターネット | | 標準コース | 5,800 円 (6,380 円) |
| | | 2年更新コース | 5,000 円 (5,500 円) |
| 光電話 | | 標準コース | 5,100 円 (5,610 円) |
| | | 2年更新コース | 4,300 円 (4,730 円) |
| 光電話+インターネット | | 標準コース | 6,100 円 (6,710 円) |
| | | 2年更新コース | 5,300 円 (5,830 円) |

(2) 加算料

1 契約者回線ごとに月額

| 区 分 | 料金額 (税込額) | |
|-----------|-----------|-----------|
| タイプ1に係るもの | - | (-) |
| タイプ2に係るもの | 3,000 円 | (3,300 円) |

(3) 付加機能使用料

月額

| 区 分 | | 单 位 | 料金額 (税込額) |
|------------|--|-------------|---------------|
| 音声チャネル追加機能 | 音声チャネルを追加する機能 | 1 音声チャネルごとに | 300 円 (330 円) |
| | 備 考 (1) 本機能は光電話又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) 追加できる音声チャネル数は最大 7 音声チャネルとします。 | | |
| 追加番号機能 | 固定電話番号又は I P 電話番号を追加する機能 | 1 追加番号ごとに | 100 円 (110 円) |
| | 備 考 (1) 本機能は光電話又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) 追加できる追加番号は最大 4 9 9 番号とします。 | | |
| 転送電話機能 | 1 全ての着信を利用者が予め登録した電気通信番号に転送する機能 2 一定時間応答しない場合、その着信を予め登録した電気通信番号に転送する機能 3 通話中に着信した場合、その着信を予め登録した電気通信番号に転送する機能 | 1 の契約者回線ごとに | 500 円 (550 円) |
| | 備 考 (1) 本機能は光電話又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) 下記の電気通信番号については転送先として登録できません。 (a) 事業者識別番号（番号規則別表第 10 号に規定するものとします。）に係る電気通信番号を利用した通信 (b) 協定事業者が提供する着信課金電話サービス (c) 1XY の 3 衡番号サービス (d) その他当社が別に定める電気通信番号 (3) 転送した通信に係る通信料金は、当社がこの約款に定める通信料金によります。 (4) 本機能に係る転送先から、その転送される通信について、間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 (5) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | |

| | | | | |
|-------------|--|------------------|-------------|-------------------|
| 転送電話選択機能 | 予め登録した電気通信番号から着信があった場合に、着信させる若しくは転送するかを選択する機能 | 1の契約者回線ごとに | 500円 (550円) | |
| | 備考 (1) 本機能は転送電話機能の提供を受けている契約者に限り提供します。 (2) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |
| 迷惑電話拒否機能 | 本機能を利用する自営端末設備からの操作により、その契約者回線の当該電気信号番号への直前の着信の電気通信番号について登録を行い、以後の登録された電気通信番号からの着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行う機能 | 1の契約者回線ごとに | 200円 (220円) | |
| | 備考 (1) 本機能は光電話又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) 予め登録できる電気通信番号の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 (3) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |
| 非通知着信拒否機能 | この機能を利用する固定電話番号又はIP電話番号への着信において、発信電気通信番号が通知されない場合に、その発信電気通信番号を通知してかけ直して欲しい旨の案内により自動的に応答する機能 | 1の契約者回線ごとに | 200円 (220円) | |
| | 備考 (1) 本機能は光電話又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直して欲しい旨の案内により自動応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を切断します。 (3) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |
| IPアドレス追加機能 | IPアドレスを追加する機能 | IPアドレスを4個付与するもの | 1の付与ごとに | 2,000円 (2,200円) |
| | | IPアドレスを8個付与するもの | 1の付与ごとに | 12,000円 (13,200円) |
| | | IPアドレスを16個付与するもの | 1の付与ごとに | 24,000円 (26,400円) |
| | | IPアドレスを32個付与するもの | 1の付与ごとに | 36,000円 (39,600円) |
| | 備考 (1) 本機能はインターネット又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) 1の契約者回線につき最大2つまで付与いたします。 (3) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |
| DNSホスティング機能 | その契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを予め当社のドメイン名 | プライマリ型 | 1ゾーンごとに | 2,000円 (2,200円) |

| | | | | |
|----------------|--|---------|---------|---|
| | 管理装置に登録し、ドメインネームシステムにより名前を解決することができる機能 | セカンダリ型 | 1ゾーンごとに | — |
| 備考 | (1) 本機能はインターネット又は光電話+インターネットのものに限り提供します。 (2) プライマリ型とは、プライマリDNSサーバ及びセカンダリDNSサーバを利用することができます。 (3) セカンダリ型とは、セカンダリDNSサーバに限り利用することができるものをいいます。 (4) この機能において登録することができるドメイン名及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。 (5) ゾーンとは、ドメインネームシステムにおける管理単位をいいます。通常、1ゾーンはひとつのドメイン又はサブドメインを指します。 (6) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |
| DNSコントロールパネル機能 | DNSホスティング機能（プライマリ型に限ります）のゾーン情報を、インターネットブラウザによりインターネット経由で変更できる機能をいいます。 | 1ゾーンごとに | — | |
| 備考 | (1) 本機能はDNSホスティング機能（プライマリ型に限ります）の提供を受けている契約者に限り提供します。 (2) 本機能の利用にかかわらず、契約者は、ゾーン情報の変更についてDNSホスティング機能の設定変更に係る工事を請求することによりできるものとします。この場合、工事に係る費用は支払っていただきます。 (3) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。 (4) 当社は、本機能を適用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |

(4) ユニバーサルサービス料

月額

| 区分 | 単位 | 料金額(税込額) |
|-------------|---------------------|-----------|
| ユニバーサルサービス料 | 1固定電話番号及び1IP電話番号ごとに | 2円 (2.2円) |

(5) 電話リーサービス料

月額

| 区分 | 単位 | 料金額(税込額) |
|-----------|---------------------|-----------|
| 電話リーサービス料 | 1固定電話番号及び1IP電話番号ごとに | 1円 (1.1円) |

第2 通信料金

1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|----|----|-----------|--|-----------|------------------------------------|-----------|---|-----------|------------------------------------|------------|----------------|--------|---|
| (1) 音声通信電話の種類等 | <p>ア 音声通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 加入者間通信</td> <td>契約者回線間の通信、契約者回線から当社のIP電話サービス及びIPセントレックスサービスへの通信、IP電話番号から当社が別に定める協定事業者（当社が別に定めるサービスに係るものに限ります。）への通信</td> </tr> <tr> <td>2 一般通信</td> <td>加入者間通信及び国際通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td>3 国際通信</td> <td>契約者回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限ります。（以下同じとします。）</td> </tr> </tbody> </table> | | 種類 | 内容 | 1 加入者間通信 | 契約者回線間の通信、契約者回線から当社のIP電話サービス及びIPセントレックスサービスへの通信、IP電話番号から当社が別に定める協定事業者（当社が別に定めるサービスに係るものに限ります。）への通信 | 2 一般通信 | 加入者間通信及び国際通信以外の通信 | 3 国際通信 | 契約者回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限ります。（以下同じとします。） | | | | | | |
| 種類 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 加入者間通信 | 契約者回線間の通信、契約者回線から当社のIP電話サービス及びIPセントレックスサービスへの通信、IP電話番号から当社が別に定める協定事業者（当社が別に定めるサービスに係るものに限ります。）への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 一般通信 | 加入者間通信及び国際通信以外の通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 国際通信 | 契約者回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信 (注) 当社が別に定める電気通信事業者とはKDDI株式会社に限ります。（以下同じとします。） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>イ 一般通信には、以下の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話区域内通信</td> <td>固定電話番号から青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>固定電話区域外通信</td> <td>固定電話番号から上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>IP電話区域内通信</td> <td>IP電話番号から青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>IP電話区域外通信</td> <td>IP電話番号から上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信</td> </tr> <tr> <td>携帯・自動車電話通信</td> <td>携帯・自動車電話設備への通信</td> </tr> <tr> <td>IP電話通信</td> <td>当社が別に定めるIP電話番号（別表1に定める協定事業者に係るものに限ります。）への通信</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 内容 | 固定電話区域内通信 | 固定電話番号から青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信 | 固定電話区域外通信 | 固定電話番号から上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信 | IP電話区域内通信 | IP電話番号から青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信 | IP電話区域外通信 | IP電話番号から上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信 | 携帯・自動車電話通信 | 携帯・自動車電話設備への通信 | IP電話通信 | 当社が別に定めるIP電話番号（別表1に定める協定事業者に係るものに限ります。）への通信 |
| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定電話区域内通信 | 固定電話番号から青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定電話区域外通信 | 固定電話番号から上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| IP電話区域内通信 | IP電話番号から青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県に設置されている加入電話等設備への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| IP電話区域外通信 | IP電話番号から上記以外の区域に設置されている加入電話等設備への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 携帯・自動車電話通信 | 携帯・自動車電話設備への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| IP電話通信 | 当社が別に定めるIP電話番号（別表1に定める協定事業者に係るものに限ります。）への通信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 通信時間の測定等 | <p>ア 通信に係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間 (2) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間 <p>ウ 当社は、アの規定に係わらず、加入者間通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| (3) 相互接続通信に係る料金額の設定 | 相互接続通信に係る2(料金額)に定める料金額は、当社及び協定事業者(相互接続通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。)のサービスの提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。 |
| (4) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い | 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料金は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額 |
| (5) 通信に関する料金の減免 | 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等のためにトータルネット光サービス取扱所等に設置されている電気通信設備のうち、当社が指定したものへの通信については、約款第38条(通信料金の支払義務)第1項及び第44条(相互接続通信の料金の取扱い等)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 |

2 料金額

(1) 一般通信に係るもの

| 区分 | 料金額(税込額) | | |
|------------|-----------|------|---------|
| 固定電話区域内通信 | 180秒までごとに | 7.5円 | (8.25円) |
| 固定電話区域外通信 | 180秒までごとに | 7.5円 | (8.25円) |
| I P電話区域内通信 | 180秒までごとに | 7円 | (7.7円) |
| I P電話区域外通信 | 180秒までごとに | 8円 | (8.8円) |
| 携帯・自動車電話通信 | 60秒までごとに | 16円 | (17.6円) |
| I P電話通信 | 180秒までごとに | 7.5円 | (8.25円) |

(2) 国際通信に係るもの

| 区分 | 料金額 (1の通信ごとに、 60秒までごとに) |
|--|-------------------------------|
| 取扱地域 | |
| アジア1 シンガポール共和国、大韓民国、香港 | 20円 |
| アジア2 台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ | 30円 |
| アジア3 インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア | 48円 |
| アジア4 インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国 | 80円 |
| アジア5 アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、iran・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、パレスチナ、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国 | 90円 |
| アメリカ1 アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)、カナダ | 8円 |
| アメリカ2 英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国 | 40円 |
| アメリカ3 アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、シント・マールテン、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島 | 32円 |
| アメリカ4 オランダ領セントマーチン、ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット | 92円 |

| | | |
|---------|--|------|
| オセアニア 1 | awai | 8 円 |
| オセアニア 2 | オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド | 40 円 |
| オセアニア 3 | キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦 | 56 円 |
| オセアニア 4 | トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国、ワリス・フテュナ諸島 | 64 円 |
| ヨーロッパ 1 | イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国 | 22 円 |
| ヨーロッパ 2 | アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、イスラエル、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国 | 48 円 |
| ヨーロッパ 3 | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・モルドバ共和国、モンテネグロ、ユーゴスラビア連邦共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦 | 64 円 |
| アフリカ 1 | アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エスワティニ王国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴー共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、赤道ギニア共和国、セーシェル共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、デイエゴ・ガルシア、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン | 72 円 |

| | | |
|---------|--|-------|
| アフリカ2 | アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴー民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シェラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、马拉威共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国 | 90 円 |
| インマルサット | インマルサットーF、インマルサットーBGAN | 250 円 |
| スラーヤー | スラーヤー衛星携帯電話 | 360 円 |
| イリジウム | イリジウム衛星携帯電話 | 510 円 |

第3 手続きに関する料金

1 適用

| 区分 | 内 容 | |
|----------------|---|--|
| 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は、以下のとおりとします。 | |
| 区分 | 内 容 | |
| 事務手数料 | トーケネット光サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに適用するもの | |
| 番号ポータビリティ申込手数料 | 契約者が、番号ポータビリティ（当社以外の電気通信事業者から電話サービスの提供を受けていた契約者が、その電気通信事業者から付与された固定電話番号（一般加入電話に限ります。）を変更することなく当社のトーケネット光サービスにおいて、その固定電話番号を継続利用することをいいます。）に関する申込を行い、当社が承諾したときに適用するもの | |

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額（税込額） |
|----------------|-------------|-------------------|
| 事務手数料 | 1 契約ごとに | 3,000 円 (3,300 円) |
| 番号ポータビリティ申込手数料 | 1 固定電話番号ごとに | 2,000 円 (2,200 円) |

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

| 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|-------|----|----------------------|----------------------------------|--------------|---|-------------------|---------------------------|----------------------|--------------------------|
| (1) 工事費の適用 | 工事費は、工事を要することとなるトータルネット光サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。 | | | | | | | | | | | |
| (2) 品目の変更、移転 又は接続変更の場合 の工事費の適用 | 品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。 | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事費の適用区分 | <p>工事の適用区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約者回線の設置等 に係る工事</td> <td>契約者回線の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 付加機能に関する工事</td> <td>契約者からの付加機能の利用に係る請求その他の変更等に関する工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 契約者回線の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 付加機能の一時中断 に係る工事</td> <td>付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | | 工事の区分 | 適用 | ア 契約者回線の設置等 に係る工事 | 契約者回線の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。 | イ 付加機能に関する工事 | 契約者からの付加機能の利用に係る請求その他の変更等に関する工事について適用します。 | ウ 契約者回線の一時中断に係る工事 | 契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。 | エ 付加機能の一時中断 に係る工事 | 付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。 |
| 工事の区分 | 適用 | | | | | | | | | | | |
| ア 契約者回線の設置等 に係る工事 | 契約者回線の設置、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | |
| イ 付加機能に関する工事 | 契約者からの付加機能の利用に係る請求その他の変更等に関する工事について適用します。 | | | | | | | | | | | |
| ウ 契約者回線の一時中断に係る工事 | 契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。 | | | | | | | | | | | |
| エ 付加機能の一時中断 に係る工事 | 付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。 | | | | | | | | | | | |
| (4) 工事費の減額適用 | 当社は2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。 | | | | | | | | | | | |

2 工事費の額

| 工事の種類 | 単位 | 工事費の額(税込額) | |
|------------------|---|----------------------------------|--------------------------------|
| ア 契約者回線の設置等に係る工事 | 1の工事ごとに | 30,000円 | (33,000円) |
| イ 付加機能 に関する工事 | (ア) 音声チャネル追加 機能に係るもの | 1の工事ごとに | 1,000円 (1,100円) |
| | (イ) 追加番号機能に係 るもの | 基本額 1の工事ごとに 加算額 1の電話番号ご とに | 1,000円 (1,100円) 200円 (220円) |
| | (ウ) 転送電話機能に係 るもの | 1の工事ごとに | 1,000円 (1,100円) |
| | (エ) 転送電話選択機能 に係るもの | 1の工事ごとに | 1,000円 (1,100円) |
| | (オ) 迷惑電話拒否機能 に係るもの | 1の工事ごとに | 1,000円 (1,100円) |
| | (カ) 非通知着信拒否機 能に係るもの | 1の工事ごとに | 1,000円 (1,100円) |
| | (キ) DNSホスティング 機能(プライマリ型に 限る)に係るもの | 1のゾーンごとに | 5,000円 (5,500円) |
| | (ク) DNSホスティング 機能(セカンダリ型に 限る)に係るもの | 1のゾーンごとに | 1,000円 (1,100円) |
| | (ケ) DNSホスティング 機能の設定変更に係 るもの | 1のゾーンごとに | 1,500円 (1,650円) |
| | ウ 契約者回線の一時中断に係る工事 | 1の工事ごとに | 6,500円 (7,150円) |
| エ 付加機能の一時中断に係る工事 | 1の工事ごとに | 1,000円 | (1,100円) |

備考

- (1) 料金表第2表第1の2（工事費の額）に定める(イ)追加番号機能に係るもの的基本額には、1追加番号分の工事費を含みます。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税込価格) | 月額 |
|-------|-----------|--------------|----|
| 重複掲載料 | 電話帳1掲載ごとに | 50円(55円) | |

備考
料金表通則2の規定にかかわらず、重複掲載料の日割は行いません。その取扱いについては、次の通りとします。

- (a) その提供開始日が料金月の初日のとき
その提供開始日を含む料金月から適用します。
- (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき
その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- (c) その契約の解除があったとき
その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。

第2 通話明細発行料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税込価格) |
|---------|--------|----------------|
| 通話明細発行料 | 1発行ごとに | 1,000円(1,100円) |

第3 申請手数料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税込価格) |
|-------|---------|----------------|
| 申請手数料 | 1の受付ごとに | 1,000円(1,100円) |

(注1) 上記手数料のほか、JPNICON等への手数料(実費)が必要な場合があります。

(注2) 1の受付ごととは、当社が契約者から申請に関する書類等を受領した日単位とします。

第4 ドメイン名維持管理料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税込価格) | 月額 |
|------------|----------|--------------|------------|
| ドメイン名維持管理料 | JP及びgTLD | 1ドメイン名ごとに | 500円(550円) |
| | ccTLD | 1ドメイン名ごとに | 700円(770円) |

備考

料金表通則2の規定にかかわらず、ドメイン名維持管理料の日割は行いません。その取扱いについては、次の通りとします。

- (a) その提供開始日が料金月の初日のとき
その提供開始日を含む料金月から適用します。
- (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき
その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- (c) その契約の解除があったとき
その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。

第5 トーケネット光アダプタに係る料金

A トーケネット光アダプタに係る料金

1 適用

| 区 分 | 内 容 | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|
| (1) トーケネット光アダプタの提供に係る料金の適用 | ア 当社は契約者について、トーケネット光アダプタの提供に係る料金を適用します。 イ 当社はトーケネット光アダプタの提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおりトーケネット光アダプタの区分を定めます。 | |
| | 区分 | 内 容 |
| | a 2 | アナログインターフェイスであって音声チャネルの数が2チャネルまでのもの |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| a 4 | アナログインターフェイスであって音声チャネルの数が4チャネルまでのもの | |
| b 4 | B R I のもの | |
| 料金表通則2の規定にかかわらず、トーケネット光アダプタに係る料金の日割は行いません。その取扱いについては、次の通りとします。 | | |
| (a) その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。 | | |
| (b) その提供開始日が料金月の初日以外のとき その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。 | | |
| (c) その契約の解除があったとき その契約を解除した日の前日までの料金月について適用します。 | | |

2 料金額

月額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税込価格) |
|-----|-------|-------------------|
| a 2 | 1台ごとに | 600 円 (660 円) |
| a 4 | 1台ごとに | 1,400 円 (1,540 円) |
| b 4 | 1台ごとに | 1,400 円 (1,540 円) |

B トーケネット光アダプタの工事に関する費用

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|-----|------------------------|---------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| (1) 工事費の適用 | 工事費は、工事を要することとなるトーケネット光アダプタにおいて、1の工事ごとに適用します。 | | | | | | |
| (2) トーケネット光アダプタの変更又は、移転の場合の工事費の適用 | トーケネット光アダプタの変更の場合の工事費は、変更後のトーケネット光アダプタの取り付けに関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。 | | | | | | |
| (3) 工事の適用区分 | 工事の適用区分は、次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア トーケネット光アダプタの設置等に係る工事</td><td>トーケネット光アダプタの設置、変更、移転又の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ トーケネット光アダプタの設定に係る工事</td><td>トーケネット光アダプタの設定に係る工事について適用します。</td></tr> </tbody> </table> | 工事の区分 | 適 用 | ア トーケネット光アダプタの設置等に係る工事 | トーケネット光アダプタの設置、変更、移転又の場合に適用します。 | イ トーケネット光アダプタの設定に係る工事 | トーケネット光アダプタの設定に係る工事について適用します。 |
| 工事の区分 | 適 用 | | | | | | |
| ア トーケネット光アダプタの設置等に係る工事 | トーケネット光アダプタの設置、変更、移転又の場合に適用します。 | | | | | | |
| イ トーケネット光アダプタの設定に係る工事 | トーケネット光アダプタの設定に係る工事について適用します。 | | | | | | |
| (4) 工事費の減額適用 | 当社は2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。 | | | | | | |

2 工事費の額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (税込価格) |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------|
| トーケネット光アダプタの設置等に係る工事 | 契約者回線と同時工事の場合 | 1の工事ごとに 5,000 円 (5,500 円) |
| | 上記以外 | 1の工事ごとに 25,000 円 (27,500 円) |
| トーケネット光アダプタの設定に係る工事 | 契約者回線などの終端の場所において工事を行う場合 | 1の工事ごとに 25,000 円 (27,500 円) |
| | 上記以外 | 1の工事ごとに 3,000 円 (3,300 円) |

備考

- (1) トーケネット光アダプタの設定に係る工事(契約者回線などの終端の場所において工事を行う場合を除きます)について、付加機能の適用により発生する場合は工事費の支払いを要しません。

別表 当社が別に定める協定事業者

| 事業者の名称 |
|--------------------|
| NTTドコモビジネス株式会社 |
| KDDI株式会社 |
| ソフトバンク株式会社 |
| アルテリア・ネットワークス株式会社 |
| ZIP Telecom株式会社 |
| 株式会社NTTドコモ |
| Coltテクノロジーサービス株式会社 |
| 株式会社アイ・ピー・エス・プロ |
| 株式会社コムスクエア |
| 株式会社ハイスタンダード |

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年3月22日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年7月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年11月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、保守の態様に係る細目がタイプ1の契約者回線とみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年6月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。